

豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住促進による健全な地域コミュニティの保持及び中小企業等の人材不足の解消を目的とし、U I Jターンによる就業者の移住を支援するため、要件を満たした定住希望者に対して、移住に要する費用の一部を交付する豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金（以下「補助金」という。）に関し、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領及びあいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱並びに豊田市補助金交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第5号までのいずれか1つを満たす就職又は起業等をした者とする。なお、第3条に定める世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住に関する要件 次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当

該通学期間を前記（ア）及び（イ）に規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次の全てに該当すること。

（ア）補助金の申請時において、豊田市内に転入後1年以内であること。

（イ）補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（イ）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）申請者は、過去10年以内に申請者として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合を除く。

（エ）市区町村税に滞納がないこと。

（オ）その他市長又は愛知県知事が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（2）就業に関する要件

ア 一般の場合 次の掲げる全てに該当すること。

（ア）勤務地（就業場所）が東京圏（条件不利地域を除く。）でないこと。

（イ）転入日時時点で満50歳以下であること。

（ウ）就業先が、愛知県又はその他の道府県が実施する求職者向けウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）内で移住支援金の対象として掲載している求人であること。

（エ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（オ）求人への応募日が、愛知県又はその他の道府県が運営するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

（カ）当該法人等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる全てに該当すること。

（ア）勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - ウ 所属先企業において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業している（原則、恒常的に通勤しない）こと。
- (4) 起業に関する要件 あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。
- (5) 関係人口に関する要件 次のア及びイに該当し、かつウ又はエのいずれかに該当すること。
- ア 農林水産業に就業又は就農する者。
 - イ 転入日時時点で満50歳以下であること
 - ウ 豊田市内に所在する小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第29条に規定する小学校をいう。）、中学校（同法第45条に規定する中学校をいう。）、高等学校（同法第50条に規定する高等学校をいう。）、中等教育学校（同法第63条に規定する中等教育学校をいう。）、特別支援学校（同法第72条に規定する特別支援学校をいう。）、大学（同法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）及び同法第108条に規定する短期大学をいう。）、高等専門学校（同法第115条に規定する高等専門学校をいう。）及び専修学校（同法第124条に規定する専修学校をいう。）を卒業していること。
 - エ 転入する日の属する年度の前3年間において1回以上、本市に対してふるさと寄附金をしたことがあること。
- (6) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第3条 交付する補助金の額は、別表第1に定める補助額とする。

（補助金の申請）

第4条 申請者は、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付申請書（様式第1号）及び別表第2に掲げる第2条の要件を満たすことを証する書類を次の各号の申請の区分に応じ、当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。

（1）第2条第1項第2号、第3号及び第5号の要件に該当する申請 転入後1年以内であること。

（2）第2条第1項第4号の要件に該当する申請 転入後1年以内。ただし、起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内、転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後とする。

（申請の撤回）

第5条 申請者は、第4条の規定による申請が受理された後に申請を撤回するときは、遅延なく、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付申請撤回届出書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は第4条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第4-1号）により通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

第7条 前条に規定する通知により、交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に定める期限までに豊田市が定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

3 補助金は、交付決定者の指定する金融機関へ口座振込により交付するものとする。

（交付決定通知書兼額確定通知書の再交付）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付決定通知書兼額確定通知書再交付申請書（様式第4 - 2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合、豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付決定通知書兼額確定通知書【再交付】（様式第4 - 3号）により、交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（2）補助金の申請日から3年未満に豊田市から転出したとき。

（3）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。
ただし、第2条第1項第2号を要件とする交付決定者に限る。

（4）起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

（5）法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定者が補助金の申請日から3年以上5年以内に豊田市から転出したときは、補助金の一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項に該当する交付決定者に対して、豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消された場合において、既に補助金を交付決定者に交付している場合は、前条第1項に該当するときは交付した補助金の全額を、前条第2項に該当するときは交付した補助金の半額を交付決定者に返還請求することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。ただし、雇用企業の倒

産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び豊田市が認められた場合はこの限りではない。

(補助金の返還免除)

第11条 市長は、交付決定の取消しを通知した者から豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金返還免除申請書(様式第6号)及び返還免除理由を証する書類により返還の免除申請があったときは、交付決定の取消要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、愛知県の同意を得た上で、前条の規定による補助金の返還を免除できるものとする。

2 市長は、愛知県移住支援金返還免除等同意申告書(様式第7号)を愛知県に提出し、愛知県からの同意の可否に係る通知を受け、返還免除の可否に係る決定内容を豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金返還免除承認通知書(様式第8-1号)又は豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金返還免除不承認通知書(様式第8-2号)により当該申請者に通知するものとする。

(住居等の変更に係る届出)

第12条 交付決定者は、補助金を申請した日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、第4条に規定する豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金住居・勤務地等変更届出書【交付決定者用】(様式第9-1号)により市長に届け出るものとする。

2 交付決定者は、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の届出時期に関わらず、遅延なく、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金住居・勤務地等変更届出書【交付決定者用】(様式第9-1号)により市長に届け出るものとする。

3 交付決定者が就業する法人等は、補助金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、第4条に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式第9-2号)により市長に届け出るものとする。

4 交付決定者が就業する法人等は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の報告時期に関わらず、遅延なく、愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式第9-2号)により市長に届け出るものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日までに転入した者については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

沿革 令和元年7月19日 施行
令和元年10月25日 改正施行
令和2年4月1日 改正施行
令和3年4月1日 改正施行
令和4年4月1日 改正施行
令和5年4月1日 改正施工
令和6年4月1日 改正施行

別表第1 (第3条関係) 補助金の額

補助基準	補助額
世帯(補助金申請者を含む2人以上)の場合	1世帯につき 1,000千円
うち、18歳未満の世帯員(申請者からみて配偶者である者を除く)を帯同して移住する場合	18歳未満の世帯員(申請者からみて配偶者である者を除く)1人につき、1,000千円を加算
単身の場合	1人につき 600千円

別表第2（第4条関係）補助金の申請に必要なとなる図書等

提出図書等	補助金の種類			
	就業	テレワーク	起業	関係人口
(1) 前住所等の除票又は戸籍の附票（世帯の場合、世帯全員分） 〔 移住直前の10年間のうち直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住、かつ、東京23区へ通勤していたことがわかるもの。 〕	○	○	○	○
(2) 就業証明書（様式2-1又は様式2-2）	○	○	△	△
(3) 起業支援金の交付決定通知書の写し	△	△	○	△
(4) 卒業証書の写し又は寄附金受領証明書	△	△	△	○
(5) 就業証明書（様式2-3）又は各種証明書の写し（農家証明等）	△	△	△	○
(6) 雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し	○	○	△	△
(7) 労働条件通知書の写し	○	○	△	△
(8) 【様式1別紙1】移住支援金交付申請に係る誓約事項	○	○	○	○
(9) 【様式1別紙2】口座振込申出書	○	○	○	○
(10) 【様式1別紙5】退職証明書 〔 移住直前の10年間のうち直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区に通勤したことを移住元の要件に含む場合。 〕	必要な場合のみ			
(11) その他、市長が必要と認める書類	必要な場合のみ			